

道路の寄附採納における要領

- 1 道路の寄附採納の基準については、「北本市開発指導要綱」（平成2年北本市告示第64号）の定めによるところにより採納を受けるほかは、この要領の定めるところによる。
- 2 市道の寄附採納条件について
 - (1)私道の寄附採納条件は、次の各号のすべての条件を備えていることとする。
 - ①建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に定義されている道路であること。
 - ②道路幅員が4.3メートル（昭和48年9月15日以前に分筆されたものについては4.0メートル）以上で交差箇所は「北本市開発指導要綱」又は建築基準法施行令第144条の4第1項第2号の隅切り基準と同等の隅切がなされていること。
 - ③道路の雨水排水は、接続先の道路機能に支障をきたさず、有効に排水できる構造であること。
 - ④道路管理及び通行に支障をきたす道路占用物件、その他の付属物がないこと。
 - ⑤道路の寄附採納用地は、分筆登記、求積されているとともに、隣接地主の承諾が得られ、抵当権等の設定がなく所有権移転登記が速やかにできること。
 - ⑥土地の境界は境界杭等で位置が明確になっており、市の定める杭に入れ替えること。
 - (2)舗装及び道路側溝整備は次のとおりとする。

採納前に別途道路課の基準による舗装及び道路側溝整備をし、事前に道路課による道路構造検査を行うものとする。
- 3 市道の後退（セットバック）用地の寄附採納条件について
 - (1)市道の後退（セットバック）用地の寄附採納条件は、次の各号のすべての条件を備えていることとする。
 - ①前項の④、⑤、⑥のすべての条件を備えていること。
 - ②市道の元道の中心線から水平距離2.15メートル（昭和48年9月15日以前に分筆されたものについては2.00メートル）以上であること。
 - (2)市道の後退（セットバック）における舗装及び道路側溝整備については、その道路の状況により舗装又は砂利敷き等を市が整備をする。
- 4 特例事項

採納条件に適合しない道路であっても、市長が特に必要と認めたものについては、この限りではない。

実施時期

この要領は、昭和62年 9月 1日施行
平成11年10月 1日改正
平成24年 7月 1日改正
平成30年 5月 7日改正